

---

# 個別避難計画制度に関するQ & A

練馬区  
福祉部管理課

令和5年12月1日作成

## 個別避難計画制度に関するQ & A

Q 1 避難支援者は1人でも良いですか？また、避難支援者がどうしても見つからない場合はどうすれば良いですか？

A 1 災害発生時には、避難支援者自身が被災してしまい、避難支援を行えない可能性もあることから2人いることが望ましいですが、他に見つからない場合には1人のみで回答していただいて構いません。また、どうしても1人も見つからなかった場合には、その理由を記載していただき回答してください。

Q 2 なぜ地域に避難支援者を求めるのですか？

A 2 災害時には公的機関が様々な支援活動を行いますが、災害の規模が大きいほどその被害は大きくなり、公的機関の支援能力が低下する一方で、支援を必要とする方が多くなります。そのような場合でも、地域の方同士で協力し、助け合うことが、一人でも多くの要支援者の生命・身体を守ることにつながります。そのための準備として、個別避難計画の作成を通じて互いに顔の見える関係を作っていただきたいと思います。

Q 3 避難支援者にはどのような義務や責任が発生しますか？

A 3 避難支援者は、あくまでも善意と地域の支え合いの精神に基づき避難支援を行うものであり、災害時に避難支援ができない場合において責任が伴うものではありません。ご自身やご家族の安全を確保した上で、できる範囲で避難支援をお願いします。

Q 4 区民防災組織等が団体に避難支援者となることができますか？

A 4 個人で避難支援者となるのが難しい場合、区民防災組織等が団体に避難支援者となることができます。

Q 5 避難拠点は、避難行動要支援者の居住地によって指定されていますか？

A 5 避難拠点は居住地による指定はありません。避難拠点までの道のり等を考慮したうえで、避難行動要支援者が行きやすい避難拠点を選択してください。

Q 6 避難行動要支援者にヒアリングする項目は、必ず全て埋めて回答する必要がありますか？

A 6 全ての項目について計画書に記載できることが望ましいですが、様々な事情により困難である場合には、空欄で回答いただくこともやむを得ないものと考えています。

Q 7 ヒアリング項目回答専用フォームから回答した内容について修正したいのですが、どうしたら良いですか？

A 7 再度、ヒアリング項目回答専用フォームから回答してください。なお、後で提出された内容で更新しますので、必ず、修正したい内容だけでなく、1回目に回答した内容についても省略せず回答するようにしてください。

Q 8 作成支援依頼書に記載の回答期限が過ぎてしまったのですが、どうすれば良いですか？

A 8 速やかにヒアリング項目回答専用フォームから回答してください。なお、何らかの事情により、回答できる見込みがない場合には、福祉部管理課福祉防災・システム係（03-5984-1337）までご連絡ください。

Q 9 作成支援を行った後、個別避難計画書はいつ頃送られてくるのですか？

A 9 区がヒアリング項目の回答を受理した日から1か月程度で発送する予定ですが、作成が混みあった場合には順次作成しますので、最大で3か月程度かかります。

---

---

Q 10 ヒアリング項目の区への報告方法について、ヒアリング項目回答専用フォーム以外の方法で報告された場合、委託料の支払いができませんとありますが、事情によりどうしてもWEBからの報告が難しい場合には、どうすれば良いですか？

A 10 インターネットへの接続環境がない場合等で、どうしてもWEBからの報告が困難である場合には、事前に区までご相談ください。なお、WEBからの報告でない場合、別途区でデータ入力作業が発生する等、通常の流れとは異なる事務を行うことから、作成支援委託料の支払い時期が遅くなってしまう可能性があります。ご了承ください。

Q 11 個別避難計画作成後、情報を更新した場合は再度委託料が支払われますか？

A 11 一人の避難行動要支援者に対する作成支援の報酬は、原則として1回のみで考えています。更新が必要となった場合には可能な範囲でご協力をお願いします。

Q 12 作成支援者にはどのような義務や責任が発生しますか？

A 12 作成支援に関して知り得た情報には、守秘義務が課せられます。個別避難計画は、よりよい避難を実現しようという趣旨のものであって、個別避難計画作成の関係者等に対して、計画に基づく避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。

Q 13 災害が発生した場合、作成支援者は何か行動する必要がありますか？

A 13 ご自身の事業所等で、BCP（事業継続計画）等の定めがあり、災害発生時の動きが決まっている場合には、それに従って行動してください。そのうえで余力がある場合には、個別避難計画に基づいた安否確認や避難支援等を行っていただくと望ましいですが、作成支援者の役割としてお願いしているものではありません。

Q 14 個別避難計画を活用した防災訓練を行う予定はありますか？

A 14 現時点で具体的な訓練の実施は決まっておりませんが、今後、個別避難計画を活用した訓練を実施していく必要があると考えています。訓練の具体的な実施時期・方法について、現在検討中です。

Q 15 避難行動要支援者宛ての調査票を発送するスケジュールについて教えてください。

A 15 避難行動要支援者宛ての調査票（計画作成に関するご案内）は、令和6年1月中旬に発送する予定です。そのため、各事業所等への作成支援の依頼は、令和6年1月下旬頃から順次行っていく見込みです。